

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定によつて、地域森林計画を変更しようとするので、同法第六条第一項の規定によつて、当該地域森林計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

令和六年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 森林計画区の名称及び関係市町

森林計画 区 の 名 称	関 係 市 町	備 考
大田川	広島市、大竹市、廿日市市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	（樹立） 令和六年広島県告示第二十五号 （変更） 令和六年広島県告示第六百五号
瀬戸内	呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、大崎上島町、世羅町	（樹立） 令和四年広島県告示第八号 （変更） 令和六年広島県告示第二十六号
高梁川上流	神石高原町	（樹立） 令和三年広島県告示第二十八号 （変更） 令和四年広島県告示第九号 令和六年広島県告示第二十六号

二 縦覧場所

広島県農林水産局林業課

三 縦覧期間

令和六年十月十日から令和六年十一月五日まで